

品川区歯周疾患改善指導事業実施要綱

制定	平成14年7月10日	要綱第68号
改正	平成15年5月7日	要綱第42号
改正	平成16年3月31日	要綱第29号
改正	平成16年11月19日	要綱第133号
改正	平成19年6月1日	要綱第66号
改正	平成21年3月10日	要綱第48号
改正	平成22年4月6日	要綱第50号
改正	平成27年3月3日	要綱第96号

(目的)

第1条 品川区歯周疾患改善指導事業は、品川区成人歯科健康診査実施要綱（昭和61年9月制定）に規定する、品川区成人歯科健康診査をきっかけとした事後指導の充実を図ることにより、歯周疾患予防対策の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 歯周疾患改善指導（以下「改善指導」という。）の対象者は、品川区成人歯科健康診査対象者のうち、成人歯科健康診査を受診した者で、成人歯科健康診査時下記ア・イ・ウに該当し、本人が改善指導を希望する者とする。

ア 要指導と区分された者

イ 要精密検査と区分された者のうち、歯科医師が歯周疾患に関して医療を受ける必要はないが、指導が必要と判断した者

ウ 異常なしと区分された者のうち、歯科医師が歯周疾患に関する指導が必要と判断した者

(事業の実施)

第3条 改善指導は、地区歯科医師会に委託して実施するものとする。

(実施機関)

第4条 地区歯科医師会は、同会に加入している医療機関のうちから実施機関を指定するものとする。なお、改善指導は成人歯科健康診査を実施した同一の医療機関で行わなければならない。

(実施期間)

第5条 改善指導は、成人歯科健康診査実施期間を通じて実施する。ただし、改善指導の日および時間は、実施機関の診療時間内とする。

(指導の方法)

第6条 改善指導は、同一人に対し、原則として3か月の間に2回実施することとし、指導の方法は、東京都が定める歯周疾患改善指導事業マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき行う。

2 医療機関での指導は次の趣旨を踏まえて実施するものとする。

ア 第1回指導(成人歯科健康診査実施時)

健診実施時に歯科保健習慣等の把握を行い、健診結果および歯科保健習慣に基づく指導、目標設定等を実施する。

イ 第2回指導(健診の約1か月後から3か月以内)

健診による歯周組織の改善状況の評価および歯科保健習慣改善度・目標達成の評価を行うとともに、その後の歯科保健習慣等について指導を行う。

(費用)

第7条 改善指導に要する費用は、全額区の負担とする。

(区民への周知)

第8条 区は、区民に対して改善指導事業の周知を図るため、成人歯科健康診査受診対象者に対する個別通知に、事業案内を同封するものとする。

(受診後の措置)

第9条 実施機関は、必要な指導を行うとともに、指導結果を地区歯科医師会に報告するものとする。

2 地区歯科医師会は、実施機関からの報告をとりまとめ、区に報告するものとする。

(請求手続)

第10条 地区歯科医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は健康推進部長が別に定めるものとする。

付則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。